

パブリックコメント閲覧用

新宮町新体育館建設基本構想 (素案)

令和8年3月

新 宮 町

目 次

1	基本構想の策定に当たって	1
(1)	背景と目的	1
(2)	基本構想の位置づけ	2
2	体育施設の現状と課題	3
(1)	施設の現状	3
(2)	利用状況	5
(3)	町民・関連団体ニーズ	6
(4)	上位関連計画での位置づけ	8
ア	第6次新宮町総合計画	8
イ	第2期新宮町 まち・ひと・しごと創生総合戦略	8
ウ	新宮町都市計画マスタープラン	9
エ	新宮町公共施設等総合管理計画	10
オ	新宮町社会体育施設等個別施設計画	10
カ	第2期新宮町健康増進計画	10
キ	(国) 第3期スポーツ基本計画	11
ク	福岡県スポーツ推進計画	12
(5)	課題と新体育館整備の必要性	13
3	新体育館整備の基本的な考え方	15
(1)	基本方針	15
(2)	新体育館に必要な基本的機能	17
4	建設計画の方針	19
(1)	建設候補地	19
ア	候補地の抽出	19
イ	候補地の比較評価	20
(2)	施設配置計画および動線計画	25
(3)	周辺施設との連携	27
5	事業計画の方針	28
(1)	事業スケジュール(案)	28
(2)	今後の検討課題	29

1 基本構想の策定に当たって

(1) 背景と目的

現在、町内の体育館は、いずれも小中学校の敷地内にあるため、学校活動等により町民の利用が制限されています。町内の屋内体育施設として位置づけられている町民体育館は、昭和40（1965）年に新宮中学校の体育館として整備され、その後中学校の新体育館整備に伴い、昭和59（1984）年から町民体育館として利用が開始されました。

しかし、建設してから約60年が経過しており、設備が古くなっていることや利用制限がある運用状況から、利用者が満足して活動できている状況ではなく、新宮町スポーツ協会等の利用者からは体育館の再整備を望む声が多くあります。

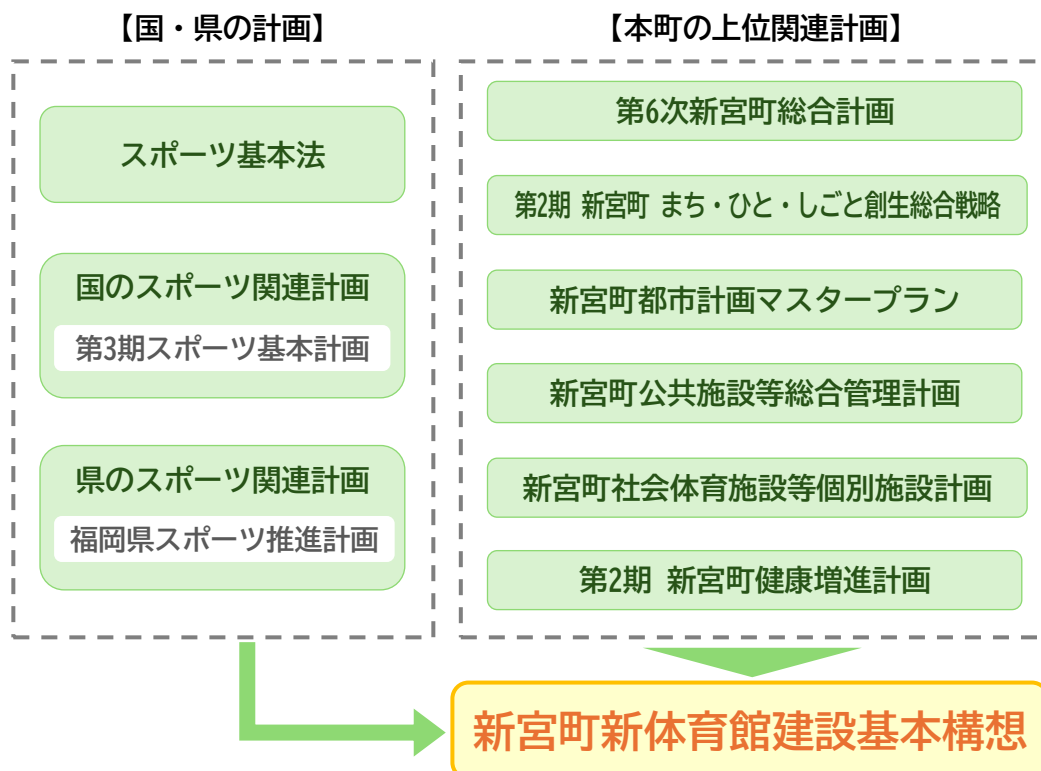
これを受けて、新宮町では令和6年10月に「新宮町新体育館建設庁内検討委員会」を設置し、健康増進や地域活性化、防災強化、子育て支援など多様な視点で評価を行った結果、新体育館建設事業の実施が望ましいとの結論に至りました。

なお、新体育館建設に当たっては、昨今の厳しい財政状況や頻発化している自然災害への備え、将来的な人口減少などを見据えて、施設規模や必要機能、事業方法等について慎重に検討をしていく必要があります。

このような状況を踏まえて、町内の社会体育施設の現状や町民ニーズ等を幅広く捉えた上で、新体育館建設の基本方針や施設規模、候補地、導入機能などについて、基本的な考え方を定めるため、「新宮町新体育館建設基本構想」を策定します。

(2) 基本構想の位置づけ

本基本構想では、「第6次新宮町総合計画」を最上位の計画とし、これに基づく「第2期新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「新宮町都市計画マスタープラン」、「新宮町社会体育施設等個別施設計画」等の町の上位関連計画を踏まえるとともに、第3期スポーツ基本計画をはじめとした国や県の関連計画も踏まえながら検討します。



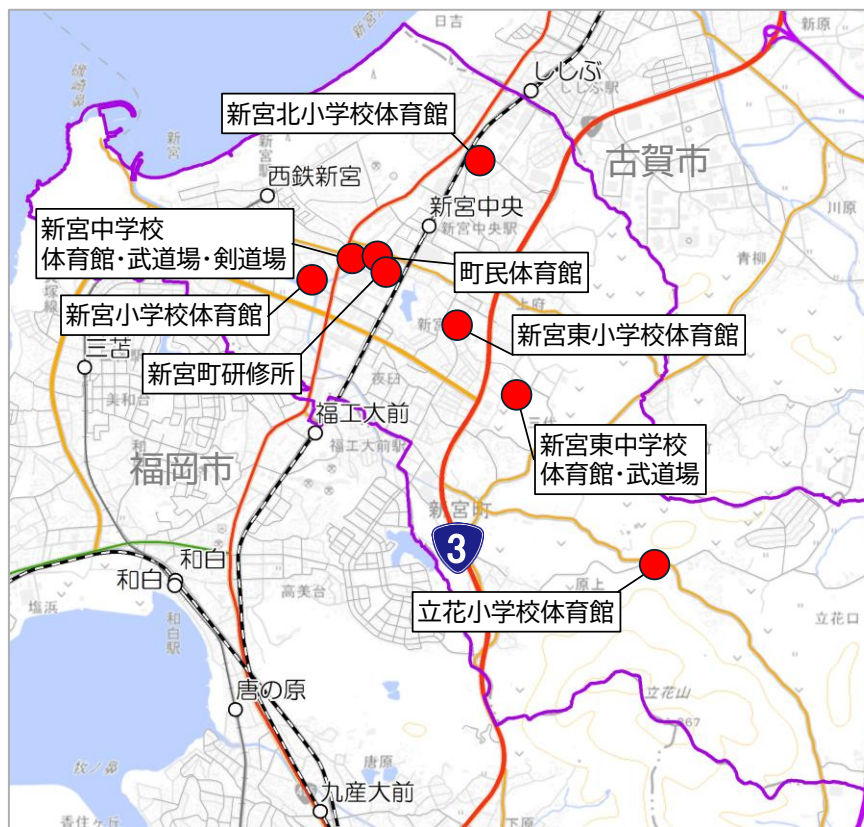
2 体育施設の現状と課題

(1) 施設の現状

町内には、一般に貸出を行っている体育館が7施設ありますが、いずれも小中学校の敷地内にあるため、学校活動等により町民の利用が制限されている状況です。

建築から30年以上が経過している施設が多く、設備が古くなってきており、空調等の設備が整っていない施設もあるほか、公式競技が可能なコートサイズの確保や必要不可欠なラインが明示できない競技種目も存在し、公式試合や大会の実施が難しく、競技者育成の観点からも良好な環境が整っているとは言い難い状況です。

項目	内容
対象者	町内に住む人のみ
利用可能時間	小学校体育館：17:00～22:00 中学校体育館：18:00～22:00 町民体育館：18:00～22:00 ※小学校体育館は土日及び夏休み等長期休みの期間は、日中8:00～17:00も可
利用料金 (税込)	全日(片面) 605円 全日(全面) 1,045円



▲町内の屋内社会体育施設等

▼町内体育館の建物概要

施設名	延床面積㎡	建築年度	築年数	主構造
町民体育館	974	1965年	60年	鉄筋コンクリート造
新宮中学校体育館	1,688	1985年	40年	鉄筋コンクリート造
新宮東中学校体育館	2,563	2018年	7年	鉄筋コンクリート造
立花小学校体育館	966	1980年	45年	鉄筋コンクリート造
新宮小学校体育館	1,000	1971年	54年	鉄筋コンクリート造
新宮東小学校体育館	1,232	1989年	36年	鉄筋コンクリート造
新宮北小学校体育館	2,357	2016年	9年	鉄筋コンクリート造

▼その他施設の建物概要

施設名	延床面積㎡	建築年度	築年数	主構造
新宮中学校武道場	520	1995年	30年	鉄骨造
新宮中学校剣道場	599	2011年	14年	鉄骨造
新宮東中学校武道場	586	2018年	7年	鉄筋コンクリート造
研修所	265	1990年	35年	鉄骨造



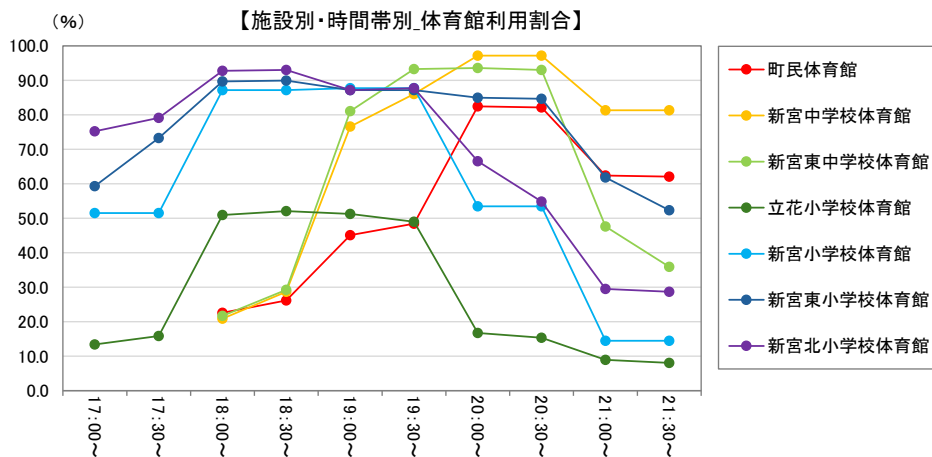
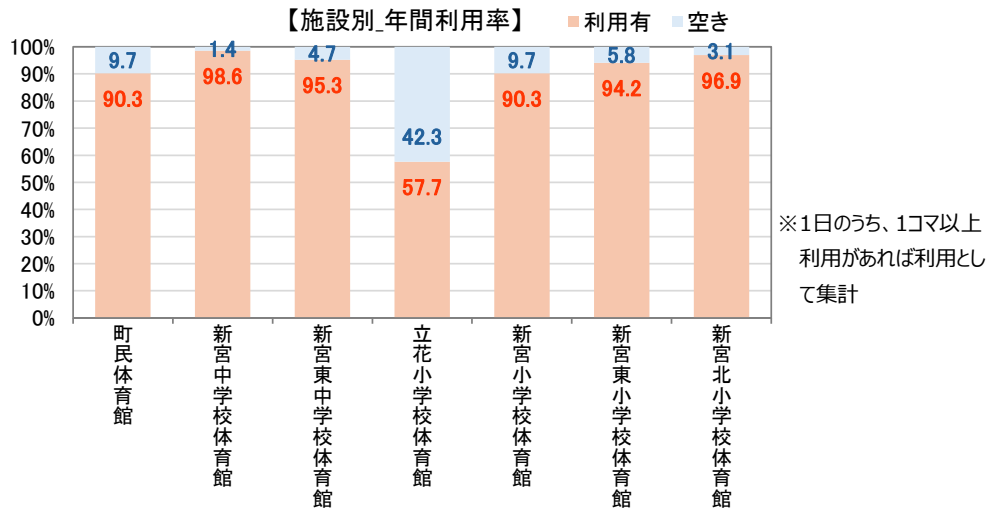
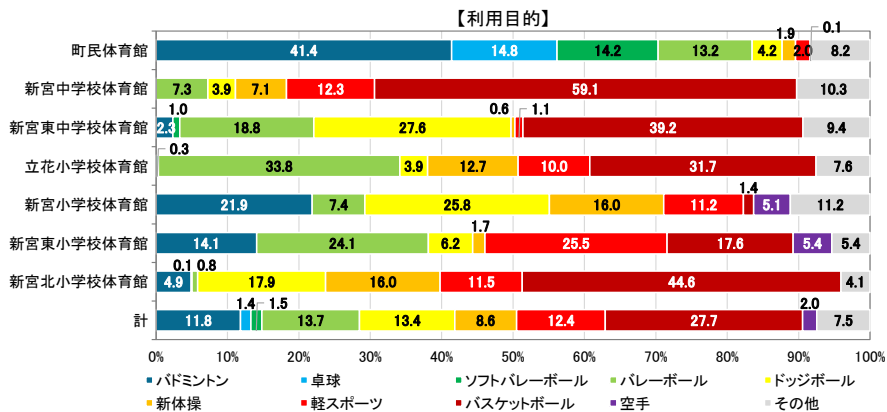
▲町民体育館

(2) 利用状況

町内の体育館全体でみると、年間で約5,000件の予約があり、約12万人が利用しています。利用目的としては、バスケットボール、バレーボール、ドッジボール、軽スポーツ等の利用が多い状況です。

年間利用率は、立花小学校以外は9割以上と、ほぼ毎日利用されています。時間帯別に見ると、19時～20時の利用が多い傾向にあります。

スポーツ団体、サークル活動での定期的な利用で施設が最大限に活用されている一方、すぐに予約が埋まってしまうため、一般の不定期な利用での予約が取りづらい状況にあります。



(3) 町民・関連団体ニーズ

新体育館の利用意向や施設ニーズ等を把握するため、町民、体育館等の利用団体、町外からの来訪者、近隣大学生にアンケート調査を実施しました。また、新宮町スポーツ協会へヒアリング調査を実施しました。

アンケート結果からは、町民・町外者ともに新体育館の利用意向は高く、健康づくりやスポーツ大会の開催、防災拠点としての機能へのニーズが高いことが確認されました。

▼アンケート調査結果

町内体育施設の利用状況と新体育館の利用意向	<ul style="list-style-type: none"> ● 新体育館の利用意向（町民）は、“設備や機能によっては利用したい”も含めると7割以上が意向あり。 ● 特に現在も利用している関係団体では8割超が利用意向あり。 ● 町外からの来訪者（駅利用者）では8割弱、近隣大学生では6割の利用意向あり。
今後の活動意向（関係団体）	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後の活動について、“増やしたいが活動場所が確保できないため難しい”との回答が2割あり、施設確保がネックとなっている。 ● 現在の体育施設で満足している点は、駐車場の広さ、利用料金の安さが多い。一方、空調設備が整っていないことを改善点として挙げている団体が多い。
新体育館の利用意向（時間帯）	<ul style="list-style-type: none"> ● 新体育館を利用したい時間帯は、町民・町外の一般の方は各時間帯でばらついており、どの時間帯にも一定の利用需要がある。 ● 関係団体は、平日のニーズが高く、特に“平日夜”が4割と多い。 ● 近隣大学生は、平日夜と土日祝のニーズが高い。
メインアリーナ以外に求める施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民・町外の一般の方及び近隣大学生は、メインアリーナ以外にトレーニング室を求めるニーズが高い。 ● 関係団体では、サブアリーナ、多目的運動室がそれぞれ2割程度と高い。
スポーツ施設以外に求める施設	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ施設以外では、更衣室やシャワー室に加えて、自販機やカフェ等の休息できるスペースのニーズも高い。
新体育館に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民・町外の一般の方は、「健康づくり・体力づくりを気軽に楽しめる施設」「地域の防災拠点となる機能を持った施設」「各種スポーツ大会に対応できる施設」へのニーズが高い。 ● 関係団体は、「スポーツ教育・育成の場となる施設」「地域交流や憩いの場となる施設」「多様な目的・用途に対応できる施設」へのニーズが高い。 ● 近隣大学生は、「各種スポーツ大会に対応できる施設」「健康づくり・体力づくりを気軽に楽しめる施設」へのニーズが高い。
新体育館に関する自由意見（関係団体）	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様なスポーツに対応できるような体育館を求める意見が多い。 ● 大会等の開催時に便利な観覧席の設置を求める意見が多い。

▼新宮町スポーツ協会ヒアリング結果

新宮スポーツ協会からの意見	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">● 学校施設として使用されているため平日昼間は使用できず、土日も中学校の部活動と重なるため、大会が組みにくい状況である。● 学校活動が優先されるため各大会や合同練習などの計画も非常に立てにくい。● 小中学校体育館には、学校教育で必要のない競技のラインが引けず、大会や練習に制限がある。 <p>要望</p> <ul style="list-style-type: none">● 学校行事を気にせず施設利用や大会等の計画をできるよう、学校施設ではない新たな体育館を建設してほしい。● 新体育館には、移動手段などのアクセス性も考慮してほしい。● 武道場や弓道場が併設できるか検討してほしい。● スポーツ協会として郡民スポーツ大会や県大会レベルの大会が開催できる体育館にしてほしい。● 観客席を設け、コートはサブアリーナも含めて3面ほど用意してほしい。● 倉庫も広く作ってほしい。● 近年の暑さ対策でエアコンの設置をお願いしたい。● スポーツ大会の開催となると、両親や家族も観戦に訪れるため、駐車場の規模は不足とならないよう検討してほしい。
---------------	--

(4) 上位関連計画での位置づけ

町の最上位計画である第6次新宮町総合計画をはじめ、国・県のスポーツ関連計画や町の各種計画において、生涯スポーツの推進や健康まちづくりなど、スポーツの振興や施設の整備に対する方針が示されています。

ア 第6次新宮町総合計画

基本目標2「自分らしく豊かな心を育むまち」の主要施策として生涯スポーツの推進を位置づけており、新宮ふれあいの丘公園の機能強化やスポーツに親しみやすい環境づくりの推進が挙げられています。

- まちづくりの基本理念 人を思いやり快適に暮らせるまちづくり
環境を活かし次世代へつなぐまちづくり
共に活動し共に活躍するまちづくり
- まちの将来像 人がいきいき 未来をつむぐ 挑戦するまち しんぐう
- 基本目標2 自分らしく豊かな心を育むまち

主要施策2-2 生涯スポーツの推進

具体施策(2) 施設整備の充実

- ・新宮ふれあいの丘公園内のグラウンドに多目的な運動施設としての機能を持たせ、住民が利用しやすい施設となるような環境整備に努めます。
- ・運動施設やウォーキングコースの整備など、スポーツに親しみやすい環境づくりを推進します。

イ 第2期新宮町 まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標4の施策として、スポーツ等の健康まちづくりに資する取組を位置づけており、スポーツに親しみやすい環境づくりが挙げられています。

- 基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する。

施策-2 スポーツ等の健康まちづくりに資する取組

- ・東京オリンピック・パラリンピックの開催などもあり、いつまでも元気に活動したい人々が、これまで以上にスポーツに取り組む事が予想されます。本町でも「スポーツ推進（振興）計画」の策定を進め、健康でいきいきと活動できる機会や場を提供していきます。

<取組概要>

- ・運動施設やウォーキングコースの整備など、スポーツに親しみやすい環境づくりを進めます。
- ・民間資金の活用によるスポーツ施設の整備を進めます。

ウ 新宮町都市計画マスタープラン

都市づくりの目標を実現するために、都市活動を支えるための都市機能の配置とネットワークの形成が重要となり、将来都市構造として、防災拠点や憩いの拠点が設定されています。

●将来都市像 環境共生 次世代へつなぐ スマート・コンパクトシティ 新宮

○まちの宝物である海・山・川の自然的要素と、生活に必要な職・住・遊・学の都市的要素を持ち備え、人々とそれら要素が密接につながりを持ち、自己完結性の高い、コンパクトな暮らしやすい都市空間をめざします。

○都市づくりと公共交通・ICT 活用等の連携によるスマートシティの実現をめざします。

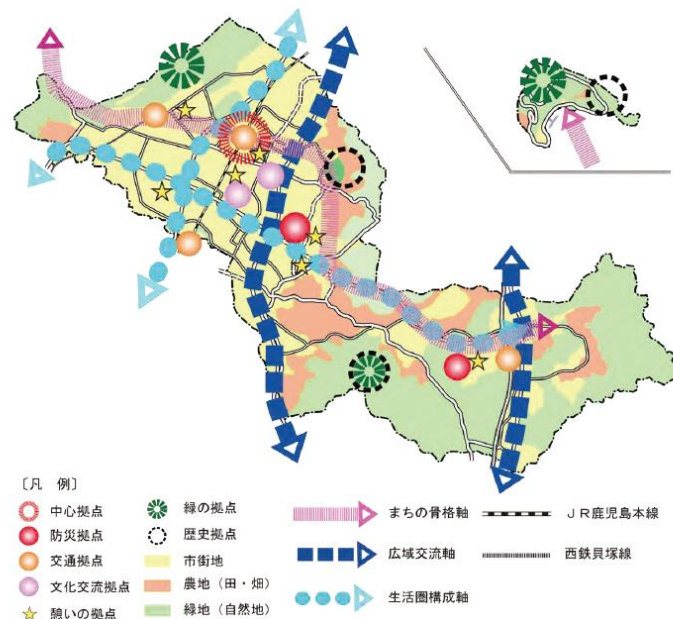
●都市施設の方針

・社会体育施設については、住民が生涯を通じてスポーツに親しむことができるよう、関係団体と協議しながら施設の充実を図ります。また、老朽化し更新を検討しなければならない施設の整備・改修にあたっては、民間活力なども活用しながら進めていきます。

●安全・安心なまちづくりの方針

・三代・上府地区における新宮東中学校・新宮ふれあいの丘公園等を核とする防災活動拠点整備については、住民の安全・安心を守る本町の最も重要な事業として位置づけており、計画中の三代土地区画整理事業と密接に連携し、防災活動や災害発生時の避難支援活動の拠点として早期整備を推進します。

・防災機能を有する新宮ふれあいの丘公園の区域を拡大し、防災活動拠点としての更なる機能の充実を推進します。



▲将来都市構造図(新宮町都市計画マスタープラン)

エ 新宮町公共施設等総合管理計画

町が保有する公共施設の適正化を図るため、計画的な整備と維持管理、民間活力の活用等による効率的な管理運営を目指すことが謳われています。

●基本方針

方針1 公共施設等の適正配置を図る

- ・公共施設（建築物）の適正な整備計画
- ・既存施設の見直しと複合化、施設保有量の縮減

方針2 公共施設等の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る

- ・予防保全型の維持補修への転換

方針3 公共施設等の効率的な管理運営を目指す

- ・維持管理コストの最適化
- ・民間活力の積極的な活用

●スポーツ・レクリエーション系施設の管理に関する基本的な方針

- ・施設については定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図ります。また、運営コストを抑え、質の高いサービスの提供を図るため、運営形態のあり方や適切な受益者負担についても検討を行います。
- ・施設の更新や大規模改修時には、施設利用状況を勘案しながら総量の適正化も考慮し必要な機能の検討を行います。

オ 新宮町社会体育施設等個別施設計画

町民体育館は非現地による建替えを検討することが示されています。

●整備方針

- ・町民体育館：非現地による建替えを検討します。それまでの間は維持管理とし修繕対応に努めます。

カ 第2期新宮町健康増進計画

新宮町健康増進計画では、「積極的に身体を動かそう」を目標の一つとして掲げ、身体活動・運動の推進による、健康寿命の延伸や心身の健康の増進を目指しています。

●基本目標2 積極的に身体を動かそう

●町民のみなさんへの提案

- ・楽しく身体を動かす機会をもちましょう
- ・学校や地域で行われるスポーツ行事に参加し、運動を楽しむ習慣を身に付けましょう
- ・自分に合った無理のない正しい運動方法を見つけ、続けましょう
- ・運動に関する教室や講演会に積極的に参加しましょう

●地域・関係団体のみなさんへの提案

- ・地域や自主活動団体などは、身体を使った遊びを楽しむイベントを提供しましょう
- ・スポーツ協会や育成会などは、子どもの健全育成のためのスポーツの普及に努めましょう

<具体的な施策>

- ・スポーツ協会や運動サポーター等と共同した運動の普及啓発
- ・運動環境の充実

キ （国）第3期スポーツ基本計画

第3期スポーツ基本計画では、スポーツの有する価値は、「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して人々が感じる「楽しさ」や「喜び」に本質があるとしています。また、スポーツを通じて、他の分野にも貢献し、優れた効果を波及したり、様々な社会課題を解決したりすることができるという社会活性化に寄与するものとされています。

「性別、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等にかかわらず、全ての人がスポーツにアクセスできるような社会の実現・機運の醸成」を重要視し、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを通じてWell beingの実現を目指しています。

加えて、スポーツを「つくる/はぐくむ」ことで、多様な主体が参加できるスポーツ機会の創出を目指しています。

●スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策

①スポーツを「つくる/はぐくむ」

- ・柔軟・適切な手法や仕組みの導入等を通じた、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出

②スポーツで「あつまり、ともに、つながる」

- ・施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、スポーツを通じた共生社会の実現

③スポーツに「誰もがアクセスできる」

- ・住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供スポーツに取り組む者の自主性
- ・本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保

●今後5年間（令和4年度から令和8年度）に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

（新宮町の新体育館建設事業に特に関連する施策を抜粋）

① 多様な主体におけるスポーツの機会創出

- ・地域や学校における子供・若者のスポーツ機会の充実 と体力向上、体育の授業の充実、運動部活動改革の推進、女性・障害者・働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上等

⑦スポーツによる地方創生、まちづくり

- ・ 武道やアウトドアスポーツ等のスポーツツーリズムの更なる推進など、スポーツによる地方創生、まちづくりの創出の全国での加速化等

ク 福岡県スポーツ推進計画

県民のスポーツ活動を活性化することにより地域に活力をもたらし、スポーツの力により活性化した地域がさらにスポーツを支援できる力が発揮できる好循環を生み出すことが必要であるとし、「スポーツ立県福岡、福岡県のスポーツをより元気に、スポーツの力で福岡県をより元気に」を基本理念に掲げています。

●<基本理念>スポーツ立県福岡

～福岡県のスポーツをより元気に、スポーツの力で福岡県をより元気に～

施策①スポーツ活動の推進

- ・ 年齢、性別、障がいの有無に関わらず全ての県民が、スポーツを「する」「みる」「ささえる」活動をそれぞれのステージで生涯にわたって実施できるよう、様々な取組を実施するとともに、スポーツを通じた健康増進にも取り組みます。

施策②スポーツを推進する人材の育成

- ・ スポーツの推進には、県民に感動、夢や希望を与えてくれるアスリートと、そのアスリートを育成する指導者などが必要です。
- ・ そのため、計画的なアスリートの発掘・育成や、アスリートを見出し的確に指導等ができる人材を育成するための様々な取組を実施します。

施策③スポーツを推進する環境づくり

- ・ 県民がスポーツ活動を実施するためには、スポーツ施設や運動できる場所が整備されているとともに、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ため、あらゆる立場の人々が安心してスポーツ活動に取り組める環境を整備することが重要です。
- ・ そのため、県民のスポーツ活動を推進するための土壌を整えるとともに、アスリートを育てるための環境整備など、各種施策に取り組みます。

施策④スポーツを通じた地域と経済の活性化

- ・ スポーツの大会やイベントの開催は、県民のスポーツ活動への関わりを広げるといった効果だけでなく、(省略)地域の活性化にも繋がるものです。
- ・ そのため、大規模スポーツ大会等の誘致・開催や、スポーツの成長産業化につながる新たな大会を企画・開催するなど、スポーツを通じた地域と経済の活性化に取り組みます。

施策⑤スポーツを通じた社会課題の解決

- ・ アスリートが競技にひたむきに取り組む姿は、勇気と感動を与えると同時に、多様性を認め互いを尊重することの大切さを認識する機会ともなります。また、スポーツの力は、SDGsやワンヘルスといった社会課題の解決にも活用することができます。

(5) 課題と新体育館整備の必要性

本町における体育施設の現状や町民・関係団体等のニーズ、上位関連計画との整合性を踏まえると、本町における体育施設の課題として次の5つが挙げられます。

課題1：競技者育成に資する良好なスポーツ環境の確保

町民体育館及び各小・中学校体育館は、施設規模の制約や学校主体の運用、設備の老朽化などにより、公式競技が可能なコートサイズを確保できない、または必要なラインを明示できない競技種目があります。このため、公式試合や大会の開催が難しく、競技者育成の観点からも十分な環境とは言えない状況です。

こうした現状を踏まえ、多様な競技に適切に対応できる競技・育成環境の整備が求められています。

課題2：快適なスポーツ観戦環境の確保

スポーツに親しめる環境づくりには、競技者だけでなく観戦者への配慮も欠かせません。しかし、町民体育館をはじめ既存の体育館には観客席が設けられておらず、視認性も十分とは言えない状況です。

このため、誰もがスポーツを楽しく、快適に観戦できる環境の整備が求められています。

課題3：利用需要に対応した柔軟なスポーツ環境の確保

現在、町内の体育館はすべて学校の敷地内にあり、授業や部活動など学校活動が優先されるため、空間・時間の両面で制約が大きく、利用したくても利用できないケースが見られます。

また、ニーズの高い個人利用にも十分に対応できていないのが現状です。

こうした状況から、利用者ニーズに柔軟に応えられるスポーツ環境の整備が求められています。

課題4：スポーツを通じた交流が図れる環境の創出

スポーツは、心身の育成や健康増進に寄与するとともに、多世代間の交流を促し、地域活性化にもつながる可能性を有しています。

しかし、現行の体育館等は、地域交流を促進する機能を備えていません。

このため、スポーツ機能と連動しながら、多様な交流が生まれる環境づくりが必要とされています。

課題5：複数施設の一体的活用による充実した防災活動拠点の創出

上位関連計画では、防災活動や災害時の避難・救援活動の拠点の確保が求められていますが、公共コストの縮減という観点からは、既存施設を活かした効率的な拠点整備・運営が必要です。

加えて、町民等からも体育館への防災機能強化を望む声が多く寄せられています。

こうした背景を踏まえ、複数施設を一体的に活用し、より充実した防災活動拠点を構築することが求められています。



以上の課題を解決するため

新体育館を整備する必要がある

3 新体育館整備の基本的な考え方

(1) 基本方針

本町が抱える課題や国・福岡県の計画にあるスポーツ振興の考えを踏まえ、新体育館整備に向けたキャッチフレーズと4つの基本方針を次のように定めます。

人がつながり 未来を育む シン×体育館

— 親しみ・進化・信頼・安心の新たな拠点へ —

新宮町の新しい体育館は、「シン」をキーワードに、町の未来を育む拠点として整備します。この「シン」には、新宮町の頭文字である「新」とともに「新（あたらしい）」「親（したしみ）」「進（しんか）」「信（しんらい）」「心（あんしん）」という想いが込められています。

たくさんの方が快適に健康づくりに“親しめる”施設として利用でき、時代やニーズに合わせて“進化”し、スポーツの持つ楽しさや感動、一体感をいつまでも生み出し続ける体育館を目指します。また、スポーツに限らず地域活動など多様な催しを通じて、人と人が出会い、“信頼”の輪が広がり、災害時には避難や支援の拠点として地域の“安心”を守る新宮町の“新しい”象徴として、まちの活力と未来を育んでいきます。

基本方針① 誰もが気軽にスポーツや健康づくりに親しめる施設

年齢、性別、体力、障がいの有無にかかわらず、町民の誰もが健康増進や生きがいづくりなどに安心して親しめる施設を目指します。

また、既存の公共施設や地域のスポーツ環境との機能の調和を図り、生涯にわたってスポーツ活動に取り組める環境づくりを推進する施設としての役割を担います。

基本方針② 時代やニーズに応じてスポーツ環境が進化する施設

各種スポーツ大会やイベントの開催に対応した機能を備えることで、「する」「みる」「ささえる」など多様な立場の人々が快適に利用でき、よりスポーツの楽しさや感動、一体感を生み出す施設を目指します。また、時代の変化や多様化するニーズを的確に捉え、現在のスポーツ環境を段階的かつ持続的に進化させることで、町民のスポーツ振興を図ります。

さらに、他のスポーツ施設等との連携や機能の集約による相乗効果を発揮し、多様なスポーツ活動による賑わいの創出を図ります。

基本方針③ 多様な交流で信頼の輪を広げ地域を活性化する施設

スポーツに限らず、地域活動など多様な催しを通じて、世代や立場を超えた人々が集い、交流と賑わいの創出を図ります。

また、周辺環境とのつながりを活かしながら、日常的に立ち寄れる開かれた交流拠点として、地域の活力向上に寄与し、人と人との信頼の輪を広げられる施設を目指します。

基本方針④ 地域の安全・安心を支える施設

災害時に使用する物資の保管や長期避難場所として活用する等、大規模災害時にも必要な支援ができ、町全体の防災機能の強化に資する施設を目指します。

(2) 新体育館に必要な基本的機能

新体育館の整備に向けた4つの基本方針を踏まえ、新体育館に備えるべき導入機能と各機能に対応する想定諸室及び整備の考え方を以下のとおり定めます。

なお、想定諸室欄の●で示した諸室は必要不可欠な諸室と捉え、() 書きで示した諸室は引き続き必要性を検討していく諸室として整理しています。

また、新体育館の施設規模（延べ床面積）については、必要不可欠な諸室を整備した場合は約5,000㎡、引き続き必要性を検討していく諸室を含めると約7,500㎡を想定していますが、今後策定する基本計画において詳細な規模を決定します。

▼新体育館の機能・諸室及び整備の考え方 (1/2)

屋内/屋外	導入機能	想定諸室	整備の考え方
屋内	競技機能 各種スポーツ大会やチーム練習など、競技レベルに応じた利用ができる機能	●メインアリーナ ●サブアリーナ ●観客席 (弓道場) (相撲場)	<ul style="list-style-type: none"> ・メインアリーナやサブアリーナは、各種大会規模に応じた多様な競技を実施する場として重要性が高く、必要不可欠な諸室です。 ・観客席はスポーツの楽しさや感動、一体感を生み、町のスポーツ振興を図る上で必要不可欠な諸室です。 ・相撲場や弓道場の整備の是非は、一体整備の費用対効果等を踏まえ、別棟整備の可能性も視野に入れ、今後検討します。 ・なお、武道場は町内2つの中学校に空調完備の施設があるため専用の室場としては整備せず、サブアリーナや多目的室等での併用を検討します。
	運動機能 個人やグループが日常的に運動・健康づくりを行える開かれた利用機能	(多目的室) (トレーニングルーム) (ランニング・ウォーキングコース)	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的室は、少人数での利用や文化サークルの活動等の柔軟な利用が可能ですが、整備の是非は、周辺施設の類似諸室の利用状況等を踏まえ今後検討します。 ・トレーニング室やランニング・ウォーキングコースは、誰もが気軽に運動できる環境として重要ですが、民間施設への影響や経済性等を踏まえて整備の是非を今後検討します。 ・なお、室内プールは、民間施設への影響や経済性の観点から整備しない考えです。
	研修機能 指導者講習会や地域研修、会議、合宿など知識・技能の習得を支援する機能	(会議室) (研修室) (宿泊室)	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室や研修室は、交流の場として重要ですが、整備の是非は、周辺施設の類似諸室の利用状況等を踏まえて今後検討します。 ・宿泊室は、交流促進の観点や現研修所の老朽化対策として有益ですが、整備の是非は一体整備の費用対効果等を踏まえ、別棟整備の可能性も視野に入れ、今後検討します。

▼新体育館の機能・諸室及び整備の考え方 (2/2)

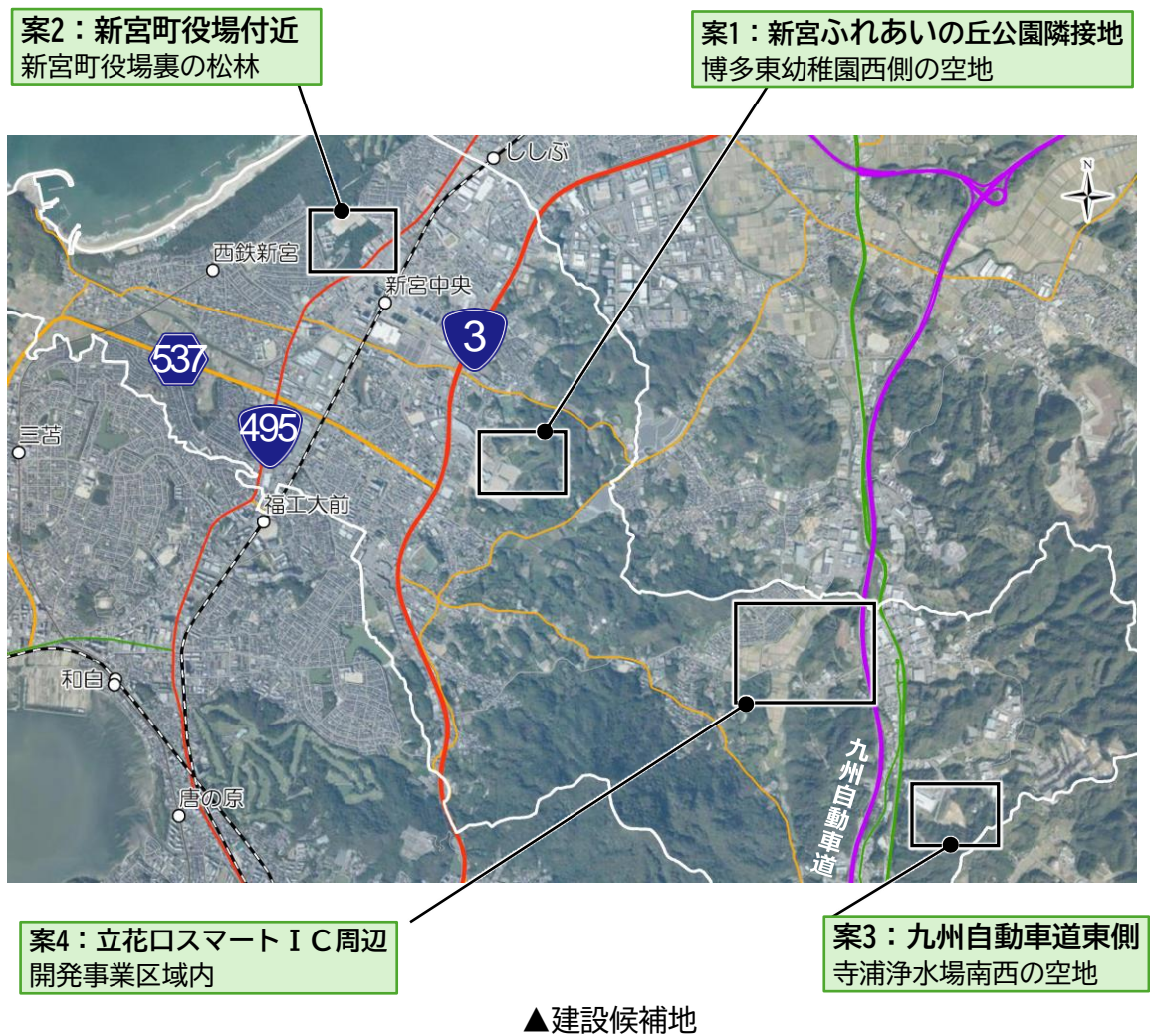
屋内/屋外	導入機能	想定諸室	整備の考え方
屋内	子育て機能 親子の交流や子どもの遊び場提供など、安心して子育てできる環境づくり機能	●キッズルーム ●授乳室	・キッズルームや授乳室は、子育て世代の施設利用や多世代交流の促進、及び未就学児等の運動保育に資する場として重要性が高く、必要不可欠な諸室です。
	交流機能 世代や地域を超えた住民同士の交流を促し、コミュニティの活性化を図る機能	●多目的ラウンジ・ホワイエ (カフェ・コンビニ)	・多目的ラウンジやホワイエは、利用者の快適性や多世代交流に必要な諸室です。 ・カフェ・コンビニは、近隣に商業施設が無い場合、利便性や快適性等の向上、更には利用や交流の促進も期待できますが、整備の是非は採算性を踏まえて今後検討します。
	防災機能 災害時に活用できる防災支援機能	●防災機能を備えた諸室	・体育館の各諸室については、災害時に活用することができ、町の防災機能の向上に資することができるような機能・設備を整備します。
	管理機能 施設運営や安全管理、設備維持などを円滑に行う管理運営機能	●管理事務室 ●応接室 ●会議室	・体育館の円滑な管理・運営を行うにあたり必要不可欠な諸室です。
	その他の機能 その他に必要な機能	●シャワー・更衣室	・大会時や施設利用後の着替えや汗を流せる環境をつくり、利用者の快適性や衛生面を考慮するうえで更衣室やシャワーの機能は必要不可欠です。
屋外	交流機能 イベントや憩いの場として人が集い、自然な交流や地域の賑わいを生む機能	(イベント広場・オープンスペース)	・各種競技大会やイベント時等において、屋外空間の活用による交流促進が期待されますが、整備の是非は、敷地条件や交通機能とのバランスを踏まえて今後検討します。
	交通機能 歩行者や車両の安全で円滑な来場・退場を支える機能	●駐車場 ●駐輪場 ●バス・タクシー等乗降場	・施設への安全で円滑なアクセスを確保する上で必要不可欠な空間であるとともに、需要に対応した適切な容量(面積)の確保が必要です。

4 建設計画の方針

(1) 建設候補地

ア 候補地の抽出

新体育館に必要な基本的機能と想定諸室を踏まえて、一定の広さの敷地が確保できることや今後のまちづくりへの影響を考慮し、以下の4箇所を候補地として抽出しました。



イ 候補地の比較評価

4つの候補地について、「まちづくり」、「交通利便性」、「敷地条件」、「防災性」、「法的制約条件」、「経済性」の6つの評価指標により比較検討を行いました。

比較評価の結果、案1 新宮ふれあいの丘公園隣接地を新体育館の建設地として選定しました。

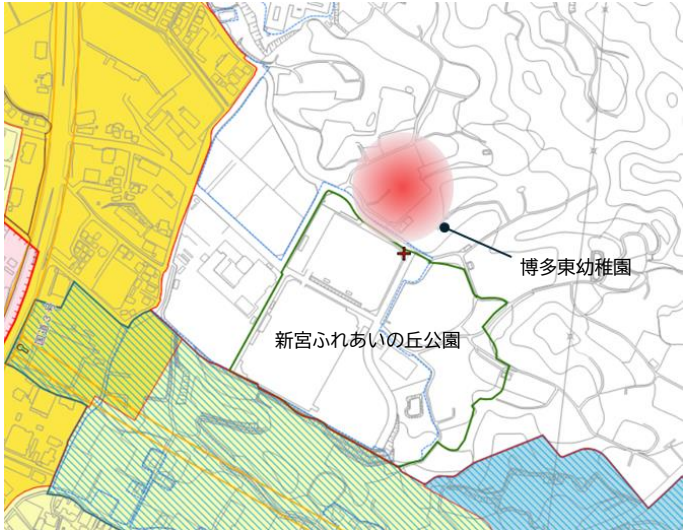
<評価方法>

評価は各区分・項目で「良い」とされるものから順に「◎：5点」「○：3点」「△：1点」と数値化。

▼候補地の比較評価

区分	評価項目	評価内容
まちづくり	将来のまちづくりの整合性	土地利用方針（法規制、都市計画マスタープラン）からみた評価 ◎：土地利用方針に合致する ○：土地利用方針と矛盾しない △：土地利用方針との整合性がとれない
	スポーツ施設としての拠点性及び多様な機能の集約性	他スポーツ施設との連携（大会等のイベント時の相互利用）による相乗効果が期待できるか、公共施設の集約により都市機能の効率化に繋がるか ◎：スポーツ施設が集積しており連携がとりやすく、公共施設として多様な機能も集約できる ○：スポーツ施設は集積していないが、公共施設として多様な機能は集約できる △：公共施設として多様な機能の集約が難しい
交通利便性	町中心部からのアクセス	町中心部からのアクセスが容易か（新宮中央駅から候補地への時間距離） ◎：町中心部から徒歩圏内 ○：町中心部から徒歩圏外だが、車で短時間でアクセス可能 △：町中心部から徒歩圏外であり、車でのアクセスに一定の時間を要する
	交通渋滞発生リスク	施設への集客によって周辺で交通渋滞を発生させるリスクがないか ◎：相対的に混雑リスクが低い △：相対的に混雑リスクが高い
敷地条件	敷地面積の規模や拡張性の有無	想定される必要面積に対して十分か（想定敷地面積：約10,000㎡）、駐車場拡張や多機能化、将来的な町民・利用者ニーズの変化に対応するための施設拡張余地があるか ◎：面積が十分確保でき、施設の拡張余地もある ○：面積が十分確保できるが、施設の拡張余地はない △：面積が確保できない
防災性	ハザードマップによる評価	ハザードマップの情報から防災上安全な区域であるかどうか ◎：ハザード区域ではない ○：ハザード区域ではないがハザード区域に隣接している △：ハザード区域である
法的制約条件	土地利用上の法的な制約条件	都市計画・農政関係の土地利用上の情的な制約があるか ◎：市街化区域である ○：市街化調整区域だが、農地ではない △：市街化調整区域であり、農地である
経済性	事業費用の増加リスク	用地取得、造成費用等による事業費用増加要因リスクの有無 ◎リスク低：事業費の増加リスクがない ○事業費の増加リスクが低い △事業費の増加リスクが高い

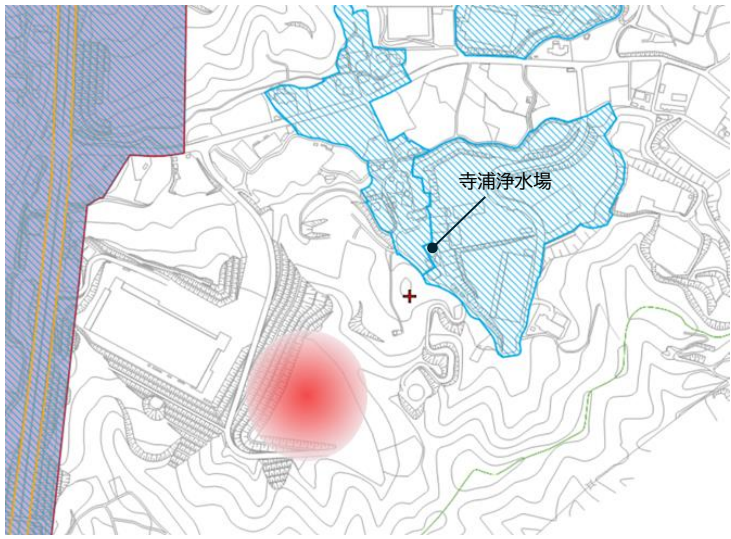
案1 新宮ふれあいの丘公園隣接地(博多東幼稚園西側の空地)

面積	約0.9ha			
所有者	町有地 (土地開発公社)			
都市計画区域	市街化調整区域 (都市計画公園に隣接)			
				
区分	評価項目	評価理由	評価	
まちづくり	将来のまちづくりの整合性	土地利用方針に合致する	◎	5
	スポーツ施設としての拠点性及び多様な機能の集約性	新宮ふれあいの丘公園グラウンド等の公園施設や新宮東中学校施設との連携がとれ、スポーツ施設としての拠点性があり、周辺には防災拠点となる公園や学校があるため相乗効果が見込める	◎	5
交通利便性	町中心部からのアクセス	町中心部から徒歩圏外だが、車で短時間でアクセス可能	○	3
	交通渋滞発生リスク	混雑リスクは低い	◎	5
敷地条件	敷地面積の規模や拡張性の有無	面積が十分確保でき、周辺用地の状況を見ても施設の拡張余地がある	◎	5
防災性	ハザードマップによる評価	ハザード区域ではない	◎	5
法的制約条件	土地利用上の法的な制約条件	市街化調整区域だが、農地ではない	○	3
経済性	事業費用の増加リスク	用地取得、造成等による事業費の増加リスクは低い	○	3
合計			34	


案2 新宮町役場付近(町役場裏の松林)

面積			
約4haのうち一部			
所有者			
国有地			
都市計画区域			
市街化調整区域			
区分	評価項目	評価理由	評価
まちづくり	将来のまちづくりの整合性	土地利用方針と矛盾しない	○ 3
	スポーツ施設としての拠点性及び多様な機能の集約性	スポーツ施設としての拠点性はないが、役場に隣接している	○ 3
交通利便性	町中心部からのアクセス	町中心部から徒歩圏内	◎ 5
	交通渋滞発生リスク	現状、周辺道路で渋滞が発生しているため混雑リスクが高い	△ 1
敷地条件	敷地面積の規模や拡張性の有無	面積が十分確保でき、周辺用地の状況を見ても施設の拡張余地がある	◎ 5
防災性	ハザードマップによる評価	ハザード区域ではない	◎ 5
法的制約条件	土地利用上の法的な制約条件	市街化調整区域だが、農地ではない	○ 3
経済性	事業費用の増加リスク	国有林であり、用地取得、造成等による事業費の増加リスクは高い	△ 1
合計			26

案3 九州自動車道東側(寺浦浄水場南西の空地)

面積				
約1.2ha				
所有者				
町有地 (土地開発公社)				
都市計画区域 市街化調整区域				
区分	評価項目	評価理由	評価	
まちづくり	将来のまちづくりの整合性	土地利用方針と矛盾しない	○	3
	スポーツ施設としての拠点性及び多様な機能の集約性	公共施設が集約しておらず、相乗効果は低い	△	1
交通利便性	町中心部からのアクセス	町中心部から徒歩圏外であり、車でのアクセスに一定の時間を要する	△	1
	交通渋滞発生リスク	混雑リスクは低い	◎	5
敷地条件	敷地面積の規模や拡張性の有無	面積が十分確保できるが、施設の拡張余地はない	○	3
防災性	ハザードマップによる評価	ハザード区域ではない	◎	5
法的制約条件	土地利用上の法的な制約条件	市街化調整区域だが、農地ではない	○	3
経済性	事業費用の増加リスク	用地取得、造成等による事業費の増加リスクは低い	○	3
合計			24	

案4 立花口スマートIC周辺開発事業区域内

面積				
約2ha				
所有者				
民有地				
都市計画区域				
市街化調整区域				
区分	評価項目	評価理由	評価	
まちづくり	将来のまちづくりの整合性	土地利用方針と合致する	◎	5
	スポーツ施設としての拠点性及び多様な機能の集約性	公共施設が集約しておらず、相乗効果は低い	△	1
交通利便性	町中心部からのアクセス	町中心部から徒歩圏外であり、車でのアクセスに一定の時間を要する	△	1
	交通渋滞発生リスク	混雑リスクは低い	◎	5
敷地条件	敷地面積の規模や拡張性の有無	面積が十分確保でき、周辺用地の状況を見ても施設の拡張余地がある	◎	5
防災性	ハザードマップによる評価	ハザード区域ではないが、土砂災害警戒区域(土石流)に隣接	○	3
法的制約条件	土地利用上の法的な制約条件	市街化調整区域であり、農地である	△	1
経済性	事業費用の増加リスク	民有地であり、用地取得、造成等による事業費の増加リスクは高い	△	1
合計			22	

(2) 施設配置計画および動線計画

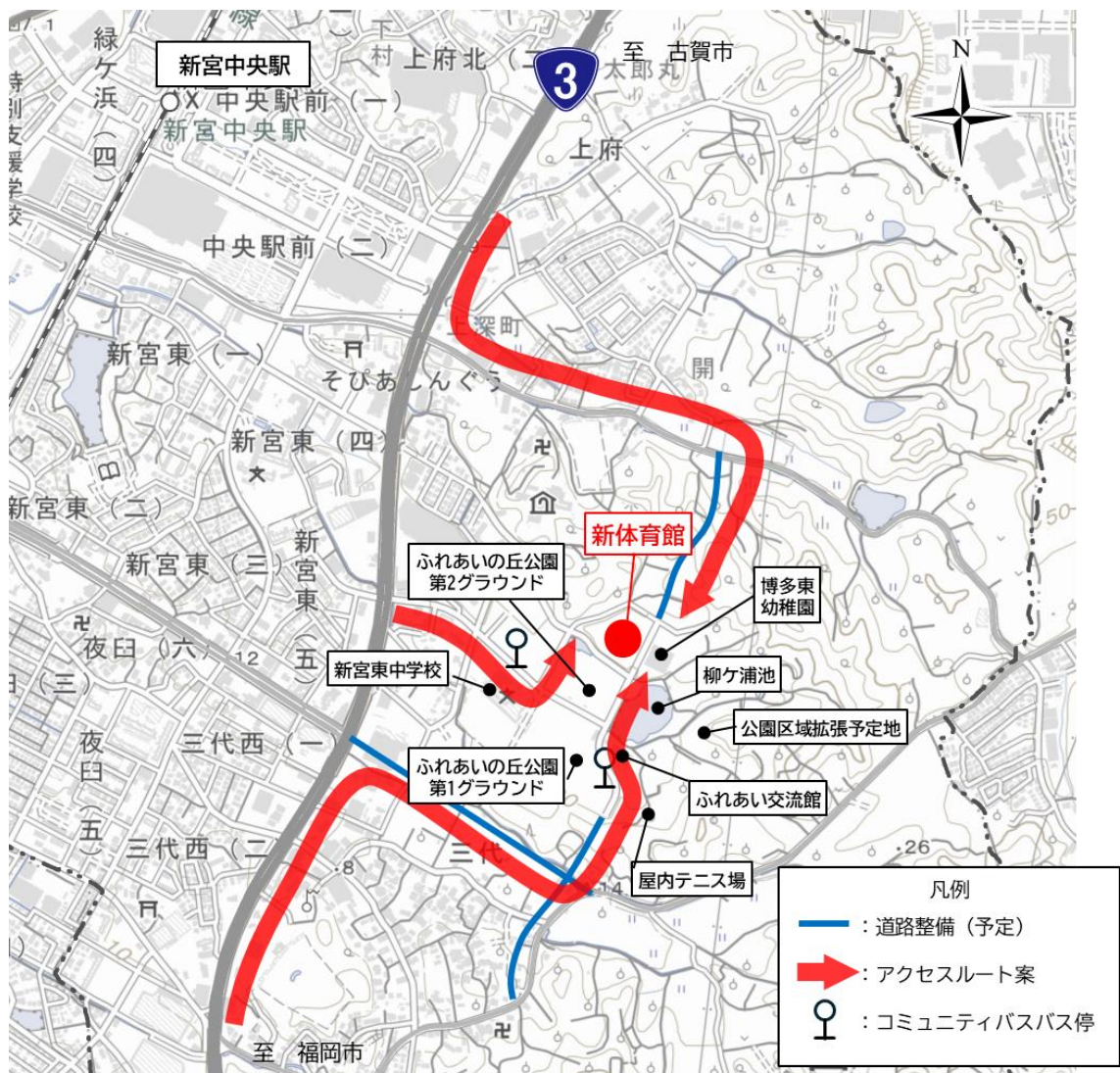
新体育館の施設配置や計画敷地への動線については、建設地として選定した「新宮ふれあいの丘公園隣接地」の周辺環境等を踏まえ、以下の点に留意しながら計画を行います。

<施設配置計画における留意事項>

- ・計画敷地へのアクセス手段・動線を踏まえた効率的な施設配置とします。
- ・ふれあいの丘公園第1・第2グラウンドや、ふれあい交流館、屋内テニスコートなど周辺に位置する公共施設等との連携が図りやすい施設配置とします。
- ・計画敷地の周辺地域に対する騒音や日照等の影響に配慮した施設配置とします。
- ・周辺地域の将来的な土地利用変化を見据えた施設配置とします。
- ・必要に応じて、周辺の用地を含めた計画敷地の拡張を検討します。

<動線計画における留意事項>

- ・自動車動線と歩行者・自転車動線は適切に区分し、安全性や円滑性に十分配慮した計画とします。
- ・自動車動線については、計画敷地周辺の道路・交通ネットワークを踏まえ、アクセシビリティや安全性に配慮した計画とします。また、町コミュニティバスなどの公共交通によるアクセスについても検討します。
- ・歩行者動線については、周辺の公共施設（グラウンドや公園区域拡張予定地等）との連携も図りやすいように入出口を適切に配置します。また、計画敷地と周辺道路との高低差等も踏まえ、誰もが安心して通行できる歩行環境を整えます。
- ・自転車利用者の安全で快適な利用環境を確保するため、駐輪場や自転車通行空間の整備などについても検討します。



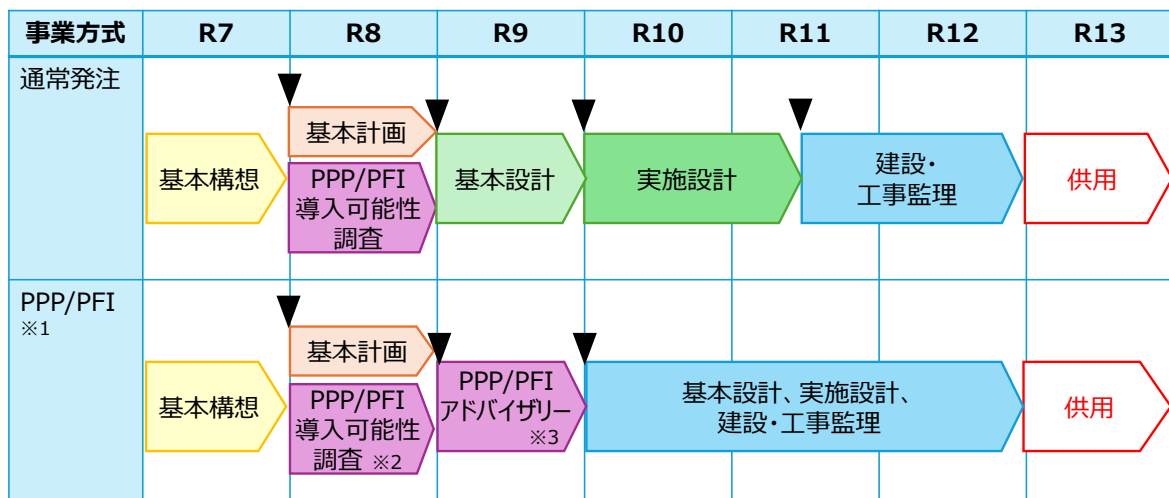
▲計画敷地周辺の道路交通ネットワークと関連施設立地状況

5 事業計画の方針

(1) 事業スケジュール (案)

新体育館建設までの流れと事業スケジュールは以下を想定しています。なお、PPP/PFIの場合、基本設計・実施設計・建設工事を一括で発注できるため、事業期間を短縮できる可能性があります。

▼事業方式別スケジュール (例)



▼：発注作業

※1 PPPとは、民間のノウハウを活用して公共サービスの提供を行うことをいい、PFIはその代表的な手法のひとつで民間資金で公共施設を整備・運営することをいう。

※2 導入可能性調査とは、事業目的や施設条件、民間活用の余地、導入効果、リスク分担等を整理し、PPP/PFI手法の適否や事業方式を検証する初期調査のことをいう。

※3 アドバイザリー業務とは、導入可能性調査結果を踏まえ、事業スキーム具体化、要求水準・契約条件整理、事業者選定・契約締結までを専門的に支援する業務のことをいう。

(2) 今後の検討課題

本基本構想では、現状と課題を整理・分析し、町民や関係団体等からのニーズを踏まえて新体育館整備に向けた基本方針や建設候補地を定めました。

今後は、事業手法を検討・選定するとともに、施設計画や概算事業費などについて具体的な検討を進め、新体育館建設に向けた基本計画を策定します。

ア 事業手法の検討

通常の発注方式に加えて、PPP/PFIなどの官民連携手法による施設整備・維持管理・運営の可能性についても検討を進める必要があります。その際には、関連団体や民間事業者に対するサウンディング調査等を実施し、民間活力の導入がどの程度見込めるか、またどの方式が事業目的に最も適合するかを把握することが重要です。

PPP/PFI導入可能性調査の結果を踏まえて、事業の効率性や持続性、財政負担の考え方などを総合的に評価し、最も適切な事業手法を選定する必要があります。

イ 基本計画の検討

本基本構想で示した基本方針や必要となる機能、想定する諸室の内容を踏まえ、新体育館に求められる諸室構成や機能の整理を行い、それぞれの規模、配置計画、利用者の動線計画、さらには駐車場計画など、施設全体の計画を具体化していく必要があります。

また、これらの施設計画をもとに、新体育館の整備に必要な概算事業費を算出し、事業全体の見通しを明らかにすることも求められます。

ウ 財源の確保

健全な財政運営と将来世代の負担を軽減するため、事業手法の検討とあわせて活用可能な補助金や交付金、起債、基金の確保等について情報収集・整理し、必要な財源を確保する方法について検討していく必要があります。

エ 都市計画変更等の検討

建設地として選定した新宮ふれあいの丘公園隣接地は、市街化調整区域に位置しているため、施設を整備するには都市計画の変更など、所定の手続きを進める必要があります。また、隣接する新宮ふれあいの丘公園自体が都市計画公園として位置づけられていることから、候補地を同一の都市計画公園として区域に編入する方法も含め、土地利用の方向性を整理することが求められます。

そのため、周辺の土地利用の状況や環境への影響にも十分配慮しながら、都市計画上どのような対処が適切か、総合的に検討する必要があります。